

働き方改革と今後の労務管理のポイント

2019年4月より順次、働き方改革改正法が適用されます。既に『時間外労働の上限規制』『年次有給休暇の時季指定』、2020年4月には、不合理な待遇差を禁止するという考えによる『同一労働・同一賃金』が適用されます。

本セミナーでは、「働き方改革関連法案の成立した今、何をすべきか？」等について解説します。法律の改正等にもなう運用上の注意点及びパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務など様々な企業の経営者・管理部門が知っておきたい労務管理の最新のポイントについて解説します！！

【講師】

(株)スタッフコンサルティング
代表取締役
特定社会保険労務士
森 紀男 氏

企業における「人」に関するトラブルを解決するためのコンサルティングを専門としている。法的なアドバイスはもちろんのこと、実際の対応策を具体的に提案し、時には自らトラブル解決のための面談を行うなど、同種の士業としては珍しく、現場重視のコンサルティングを行っている。

【著書】「企業の健康・安全配慮義務と労務管理」(共著)「労働時間管理完全実務ハンドブック」(共著)

【日時】 令和1年9月6日(金) 13:30~16:30

【場所】 富士宮商工会議所 2階大会議室 (富士宮市豊町18番5号)

【定員】 40名(先着順)(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

○下記申込書に必要事項をご記入の上、**FAX**にてお申込みください。

○参加費：無料

○お問合せ：富士宮商工会議所 TEL:0544-26-3101

----- 切り取らずにFAXしてください。 -----

FAX:0544-26-0303

『働き方改革と今後の労務管理のポイント』受講申込書 申込日(/)

事業所名		TEL	
事業所所在地		FAX	
受講者氏名			

※ご記入いただいた情報は、各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

※定員を超えて参加をお断りさせていただく場合のみ、電話にてご連絡いたします。

※申込締切 8月30日(金)必着

【主催】富士宮労務管理研究会・静岡働き方改革推進支援センター 【共催】富士宮商工会議所